

福祉用具貸与・介護予防福祉用具販売 特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売 重要事項説明書

1 向日葵のひざしセレクトの概要

(1) 提供できるサービスの地域

事業所名	向日葵のひざしセレクト
所在地	愛知県岡崎市欠町字金谷10番地1 S&Sビル301号室
指定事業所番号	2372105813
指定年月日	令和4年11月1日
連絡先	TEL 0564-73-8133 / FAX 0564-77-4451
管理者	牧田 知丈
通常のサービス 提供地域※	愛知県全域

※上記地域以外の方でもご希望の方は遠慮なくご相談ください。

(2) 当事業所の職員体制

事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

1) 管理者 1名（常勤）

管理者は、事業所の従業者の管理、利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

2) 福祉用具専門相談員 2名以上（常勤換算）

福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画、介護予防福祉用具貸与計画、特定福祉用具販売計画、又は特定介護予防福祉用具販売計画の作成・変更等を行い、サービスの提供に当たる。

3) 事務職員 1名以上

事業所の事務業務を行う。

2 事業の運営方針

事業の提供に当たっては、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具或いは特定福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与或いは特定福祉用

具を販売することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものとする。また、要支援状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具或いは特定介護予防福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与或いは特定介護予防福祉用具を販売することにより、利用者の生活機能維持又は改善を図るものとする。

事業の実施に当たっては、関係市町村、居宅介護支援事業者及びいきいき支援センター等、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 営業日・時間

(1) 営業日・時間

営業日	月曜～金曜日 午前9時00分～午後6時00分
休日	土曜・日曜・国民の休日・年末年始（12月29日～1月3日）

4 事業の提供方法

事業の提供方法は、次のとおりとする。

福祉用具貸与、特定福祉用具販売（以下、「福祉用具等」という。）が適切に選定され、かつ使用されるよう、福祉用具専門相談員が専門的知識に基づき相談に応じるとともに、カタログ等を示して福祉用具等の機能、使用方法、福祉用具の利用料或いは特定福祉用具の販売費用の額等に関する情報（福祉用具の貸与については、全国平均貸与価格や、同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を含む。）を提供する。

貸与又は販売する福祉用具等の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行う。

利用者の身体の状態等に応じて福祉用具等の調整を行うとともに、当該福祉用具等の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該福祉用具等を使用いただきながら使用方法の指導を行う。

2 取り扱う種目は、福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与にあつては、厚生労働大臣の定める全種目とする。特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売にあつては、腰掛便座、自動排泄処理装置の交換可能部品、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトのつり具の部分、排泄予測支援機器とする。

5 利用料又は販売費用の額、その他の費用額

事業を提供した場合の利用料又は販売費用の額は、カタログのとおりとする。

福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与が法定代理受領サービスであるときは、利用者の介護保険負担割合証に記載された割合に応じた額とし、月途中のサービス提供の場合は、

日割り計算を行う。ただし、レンタル契約の開始日と終了日が同月内の場合は月額レンタル料相当額とする。

特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売については、事業所が受領委任払い制度の登録事業所である場合は、利用者の介護保険負担割合証に記載された割合に応じた額とし、登録事業所でない場合は、いったん購入費全額（償還払い方式）とする。（償還払い方式の手続きについては、事業所にお問い合わせください。）

- 2 通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、その実施地域を越えた地点から、片道1キロメートル当たり55円(税込み)を徴収する。
- 3 搬入に特別な措置が必要な場合（クレーン車使用など）の費用は、その実費を徴収する。
- 4 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いの同意を文書で得ることとする。

2) キャンセル・交換・解約

契約者は、福祉用具貸与品・特定福祉用具販売品が納入される前に、諸事情がある時契約をキャンセルできます。この場合、キャンセル料金は請求されませんが、すみやかにご連絡をお願いいたします。

利用者は、福祉用具貸与品・特定福祉用具販売品が不要になった場合、あるいは福祉用具貸与品・特定福祉用具販売品の交換を必要とする場合には、契約の期間中であっても、本契約を解除することが出来ます。この場合には、契約者は契約終了を希望する1週間前までに事業所に通達するものとします。

ただし利用者の入院等、契約を継続できない特別な事情が生じた場合あるいは福祉用具貸与品・特定福祉用具販売品の交換に緊急を要する場合には、事前に通知がなくても本契約を解除することが出来ます。

6 運営に関する協議

この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社BIG TREEと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする

7 緊急時及び事故発生時の対応・再発防止

利用者に対する福祉用具貸与・特定福祉用具販売サービスの提供により事故が発生した場合、市区町村、利用者の家族等に連絡して必要な措置を講じます。また、当該事故の状況及び際してとった措置について記録します。

事故の原因が事業所の責に帰する場合、所定の手続きを経て速やかに損害賠償を行います。但し、お客様の身体の素因によって生じた損害については、責を負いません

事故が発生した場合、事故の起こった原因を十分検討し、原因究明・再発防止に努めます。

事故の原因が当社の責に帰す場合、所定の手続きを経て損害賠償を速やかに行います。ただし、事故防止に十分注意したにもかかわらず生じた損害については、その賠償責任

を負わないものとします。

8 福祉用具の消毒

福祉用具の消毒については、熱湯による消毒や消毒薬を用いた清拭等、その種類、材質等からみて適切な消毒効果を有する方法により消毒するものとする。

なお、福祉用具の消毒・保管等の委託先については、次のとおりとする。

1. 法人名（事業所名）株式会社サンネットワークマエダ
サンネットワーク東海メンテナンスセンター
事業所所在地 愛知県日進市赤池町箕ノ手2番地37
2. 法人名（事業所名）(株)日本ケアサプライ 浜松営業所
事業所所在地 静岡県浜松市植松町257-9

9 高齢者の虐待防止

高齢者虐待防止法に基づき、虐待の防止と発見に努め、発見した場合には関係機関に通報する。

10 虐待の防止のための措置

- 1) 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- 2) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、その他の従業者に周知徹底を図ること。
- 3) 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- 4) 事業所において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年1回以上）実施すること。
- 5) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと

11 感染症の予防と蔓延防止

事業所は、感染症の予防と蔓延防止のため、次の措置を講ずる。

- 1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。）を年1回定期的で開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- 2) 感染症及びまん延の防止のための指針を整備する。
- 3) 職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を年1回定期的に実施する。

12 サービス内容に関する苦情

1) 相談・苦情窓口

担当者 牧田 知丈 電話 0564-73-8133

2) 苦情処理を行うための処理体制・手順

- (1) 苦情を受け付けた場合は、直ちに管理者が直接詳しい事情を聞くとともに、担当者からも事情を確認します。
- (3) 管理者が必要と判断した場合には、検討会議を行います。
- (4) 検討会議の内容を踏まえ、速やかに具体的な対応を行います。
- (5) 上記の対応は、必要に応じて管理者の上長その他の当社の従業員が行います。
- (6) 受け付けた苦情の内容等の記録は保管し、事例検討会などを通じて職員間の共有を図り、再発防止に役立てます。

3) その他

当社以外に、公的機関の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

(1) 市区町村: 岡崎市役所

担当部署 : 岡崎市介護保険課 電話 0564-23-6682

(2) ご利用者様の管轄する市区町村の介護保険担当部署

市区町村 :

担当部署 : _____ 電話

(3) 社協 : 愛知県社会福祉協議会

担当部署 : 運営適正化委員会 電話 052-202-0167

(4) 国保連 : 愛知県国民健康保険団体連合会

担当部署 : 介護保険課 苦情相談室 電話 052-971-4165

13 秘密の保持について

- 1) 事業者およびサービス従事者は、サービスを提供する上で知り得た利用者および利用者の家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は、契約終了後も同様です。
- 2) サービス従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業員との雇用契約の内容に含むものとします。
- 3) 事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議(利用する居宅サービス等の担当者を招集して行う会議)等において、利用者の個人

情報を用いません。

- 4) 事業者は、利用者の家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を用いません。